

品川区地域自立支援協議会について

1. 設置目的および内容

品川区の障害児者等への支援体制の充実を図るため、障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づく「品川区地域自立支援協議会」（以下、協議会という。）を設置している。協議会は、関係機関等が相互の連携を図り、地域における障害児者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援について協議する。

《参考》 障害者総合支援法第 89 条の 3

（協議会の設置）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会の検討事項は下記のとおり

- (1) 地域の相談支援について
- (2) 地域の関係機関との連携について
- (3) 地域における障害児者等への支援にあたっての課題についての情報共有
- (4) 地域の実情に応じた支援体制について
- (5) 権利擁護の推進について

2. 体系について

全体会（専門部会等での検討について情報共有する場：年に 3 回）、専門部会（課題に応じて、障害児者サービスに係る関係機関が参画し、具体的に個々の課題を検討する場：各部会は年に 3 回）、運営会議（各専門部会長と障害者支援課が、会長・副会長と相談しながら全体会や専門部会について調整する場：必要に応じて開催）を設置する。 ※別紙「資料 1 - 2」のとおり

3. スケジュール

※別紙「資料 1 - 3」のとおり